

第 11 回名立区地域協議会 次第

日時：平成 29 年 1 月 26 日（木）午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 2 階第 2 会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 諮問事項に係る審議について

- ・ 諮問第 63 号 上越市名南グラウンドの廃止について・・・資料 1
- ・ 諮問第 64 号 上越市田野上運動広場の廃止について・・・資料 2
- ・ 諮問第 65 号 上越市ひなさき運動広場テニスコートの
廃止について・・・資料 3

(2) 平成 29 年度地域活動支援事業について・・・資料 4

3 その他事項

(1) 平成 2 8 年度第 1 2 回地域協議会の開催予定

- ・ 平成 2 9 年 月 日 () 午後 時 分から

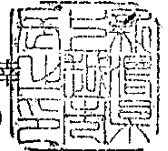
4 閉 会



上教体第150-3号
平成29年 1月11日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(上越市教育委員会体育課)



上越市名南グラウンドの廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第63号 上越市名南グラウンドの廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

公の施設の再配置計画に基づき上越市名南グラウンドを公の施設として廃止することにより名立区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容				
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市名南グラウンド (名立区 森 94 番地)</p> <p>3 施設 グラウンド 1 面</p> <p>4 利用時間 日の出から日没まで</p> <p>5 休館日 11月24日から翌年3月31日まで</p> <p>6 利用料金</p> <table border="1" data-bbox="273 1040 1088 1125"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>占用使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	占用使用料 (1時間につき)	グラウンド	200円	<p>1 廃止予定日 平成29年4月1日</p>
施設名	占用使用料 (1時間につき)				
グラウンド	200円				

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市名南グラウンド
- (2) 位置：上越市名立区森 94 番地
敷地面積：7,370 m²
- (3) 設置年月日：昭和 57 年 4 月（34 年経過）
- (4) 施設状況：グラウンド 1 面、トイレ 1 棟
- (5) 管理形態：直営
- (6) 使用時間：日の出～日没
- (7) 使用料金：200 円/1 時間
- (8) 特記事項：旧名南中学校(昭和 54 年廃校)グラウンド

2 施設利用状況（平成 25 年度～平成 27 年度まで）

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均
件数（件）	7	15	3	8
人数（人）	410	600	150	386

※町内会の賽ノ神、消防訓練等に利用されており、体育施設としての利用実績はない。

3 廃止後の取扱いについて

施設の老朽化が著しく、体育施設としての利用はなく、近年利用者はほぼ地域の団体に限られ、地域の合意を得られたことから、施設の廃止に伴う影響はない。当施設のトイレは、平成 17 年にコミュニティ助成事業を活用し整備したが、処分制限期限（10 年）を経過していることから、財産処分に支障はなく、廃止後は施設の除却を検討する。（一般財団法人自治総合センター確認済）



上教体第150-4号
平成29年 1月11日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(上越市教育委員会体育課)



上越市田野上運動広場の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第64号 上越市田野上運動広場の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

公の施設の再配置計画に基づき上越市田野上運動広場を公の施設として廃止することにより名立区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市田野上運動広場 (名立区 田野上 623 番地)</p> <p>3 施設 ゲートボールコート 1面 ローラースケートコース 1コース</p> <p>4 利用時間 日の出から日没まで</p> <p>5 休館日 11月24日から翌年3月31日まで</p> <p>6 利用料金 設定なし</p>	<p>1 廃止予定日 平成29年4月1日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市田野上運動広場
- (2) 位置：上越市名立区田野上 623 番地
敷地面積：1,558 m²
- (3) 設置年月日：平成元年 4 月（27 年経過）
- (4) 施設状況：ゲートボールコート 1 面、ローラースケートコース
1 コース、トイレ 1 棟
- (5) 管理形態：直営
- (6) 使用時間：日の出～日没
- (7) 使用料金：なし

2 施設利用状況（平成 25 年度～平成 27 年度まで）

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均
件数（件）	1	2	0	1
人数（人）	5	6	0	3

※H24 年度利用実績なし

3 廃止後の取扱いについて

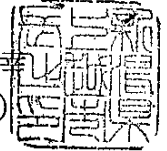
施設の老朽化が著しく、近年利用者はほぼ皆無に等しいことから、施設の廃止に伴う影響はない。当施設は、コミュニティ助成事業を活用し整備したが、処分制限期限を経過していることから、財産処分に支障はなく、廃止後は施設の除却を検討する。（一般財団法人自治総合センター確認済）



上教体第150-5号
平成29年 1月11日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(上越市教育委員会体育課)



上越市ひなさき運動広場テニスコートの廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第65号 上越市ひなさき運動広場テニスコートの廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

公の施設の再配置計画に基づき上越市ひなさき運動広場テニスコートを公の施設として廃止することにより名立区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容				
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市ひなさき運動広場テニスコート (名立区 名立大町 370 番地 5)</p> <p>3 施設 テニスコート 1面</p> <p>4 利用時間 日の出から日没まで</p> <p>5 休館日 11月24日から翌年3月31日まで</p> <p>6 利用料金</p> <table border="1" data-bbox="273 1038 1090 1123"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>占用使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (1面につき)</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	占用使用料 (1時間につき)	テニスコート (1面につき)	250円	<p>1 廃止予定日 平成29年4月1日</p>
施設名	占用使用料 (1時間につき)				
テニスコート (1面につき)	250円				

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市ひなさき運動広場テニスコート
- (2) 位置：上越市名立区名立大町 370 番地 5
(土地所有者：独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構)
敷地面積：2,798 m²
- (3) 設置年月日：平成 7 年 4 月 (21 年経過)
- (4) 施設状況：テニスコート 1 面 (全天候型)
- (5) 管理形態：直営
- (6) 使用時間：日の出～日没
- (7) 使用料金：1 面につき 250 円/1 時間
- (8) 特記事項：上越市ひなさき運動広場は、テニスコート以外にゲートボールコート 1 面、トイレ 1 棟、児童公園、駐車場あり

2 施設利用状況 (平成 25 年度～平成 27 年度まで)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均
件数 (件)	0	0	2	0.6
人数 (人)	0	0	6	2

※上記はテニスコートのみの数値であり、H24 年度～H26 年度まで利用実績なし

3 廃止後の取扱いについて

施設の老朽化も著しく修復が困難な状況にあり、近年利用者は極めて少なく、市内に同様の施設があることから、施設廃止に伴う影響はない。当施設は、平成 7 年に水力発電施設周辺地域交付金を活用し整備した施設であり、施設の処分制限期間が 30 年であるため、平成 37 年までは経済産業省が定める財産処分の報告等が必要となる。なお、廃止後は施設の除却を検討する。(新潟県産業労働観光部産業立地課に確認済)

地域活動支援事業名立区審査方針等に係る検討

第10回地域協議会で出された意見等

名立区独自の審査項目と採択方針について

【委員からの意見等】

名立区独自の審査項目の内、「地域特性・地域資源」の審査基準があいまいで判断が難しい。

「地域特性」や「地域資源」はその地域に住んでいる人の思いがあるため、プレゼンテーションの提案者からの聞き取りで委員が個別に判断すればよいのではないか。

全市共通の審査項目だけとし、名立区独自の審査項目は不要ではないか。

過去に審査方針を策定した時に提案する際の基準として、提案者が名立を将来どのようにしたいかがわかるように審査項目を設けた経緯があり、今後も名立区独自の将来ビジョンを示してもらうことは必要である。

分かりにくい表現の部分を改めることは必要だと思うが、名立区独自の審査項目を全て削除する必要はないと思う。

【事務局の考え】

- ・ 28区の採択方針は、地域の目指すべき姿や地域の課題解決を図る事業を優先的に採択しています。名立区では、地域特性や地域資源をいかし「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けた事業を採択することにしています。
- ・ 委員の意見にあるように「地域特性」や「地域資源」をどのようにとらえているかは、プレゼンテーションの際に聞き取りにより判断できると考えます。
- ・ 名立区独自の審査項目及び採択方針については、提案者と審査する側、双方にとってわかりやすい表現であることが大切と考えますので、具体的な検討が必要と思います。

審査基準（基本審査・共通審査）について

【委員からの意見等】

基本審査の「地域活動支援事業の目的と合致しているか」のチェック項目は、あくまで「事業の目的と合致しているか」という点だけなのか、それとも「手法や手段が適しているか」という点も含めた項目なのか、考え方の統一が必要である。

【事務局の考え】

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的に合致しているか」を確認するものです。目的とは「地域の課題解決や活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動」です。
- ・ 名立区では、提案書を受け付ける段階で、目的と合致しているか確認し、合致していない場合は提案者に指導・助言し、提案書の内容を修正していることから目的に合致しているものと解釈しています。なお、各区の状況に応じて、基本審査を実施していない区があります。

【委員からの意見等】

共通審査項目の「公益性」の内容がわかりにくい。

【事務局の考え】

- ・ 共通審査項目（公益性、必要性、実現性、参加性、発展性）は、全28区で共通の視点に立ち、審査する上で必要最小限の基準となります。また補助金の基本的な交付基準の項目でもあることから必須となります。
- ・ 公益性の審査基準の内容をわかりやすく変更するか検討が必要と考えます。

採点基準について

【委員からの意見等】

採点について、市全体のことを考えずに名立区のことばかり考えていた。市全体を考えた採点基準としなければならないのではないか。

【事務局の考え】

- ・ 全市共通及び名立区独自の審査項目とも、委員がそれぞれの案件ごとに話し合いをしながら、点数を確定し、採択等を決定する方法も考えられます。
- ・ 委員が審査を通じ、提案団体の活動状況や地域の課題を把握することにより、自主的審議の活性化につながるものと考えます。

提案者への採択・不採択通知について

【委員からの意見等】

不採択となった事業のどこがダメだったかを提案団体に伝えることができないか。

【事務局の考え】

- ・ 不採択となった事業については、採点後に委員の皆さんで協議したうえで結果通知を出しています。必要であるなら具体的な不採択理由を付すことにしたいと考えます。

事業の周知・相談について

【委員からの意見等】

事業内容がよくわからず提案できない団体には、事務局から更に働きかける必要がある。

【事務局の考え】

- ・ 事業内容や提案についての相談窓口など、今後も気軽に相談に応じることをPRしていきます。
- ・ 昨年の行政懇談会で事業提案の募集期間が1か月で十分なのかと意見がありましたので、PR方法と併せて委員と協議したいと考えます。

平成28年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた助成事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の区分	事業の例
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業	個性豊かな住みよい地域社会の構築 地域の特性をいかした産業振興 など
2.景観形成、生活環境の向上事業	地域の景観づくり、生活環境の改善 など
3.安全安心な地域づくり事業	安全安心な地域づくりの推進 など
4.健康・福祉の充実事業	保健、医療又は福祉の推進 など
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業	子どもの健全育成 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興 など
6.自然環境保全事業	自然保護、環境保全 など
7.観光資源をいかしたまちづくり事業	地域の特性をいかした観光振興 など
8.地域間等の交流事業	地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流 など
9.その他、名立区の活性化につながる事業	

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	・事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・応募者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	5・4・3・2・1・0 点
必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。	5・4・3・2・1・0 点
実現性	・目標（達成すべきこと）が明確なものか。 ・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5・4・3・2・1・0 点
参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。	5・4・3・2・1・0 点
発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞+㉟ 点
-------------	--	-------

- ・5点...優れている
- ・3点...普通
- ・1点...劣っている

- ・4点...やや優れている
- ・2点...やや劣っている
- ・0点...評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の平均点で 30 点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は 5 万円（上限設定なし）とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の 100% とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

助成事業の補助金額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

助成事業の補助金額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成 28 年 2 月 23 日開催の平成 27 年度第 11 回地域協議会において策定した。